

国際再生可能エネルギー機関憲章

## 国際再生可能エネルギー機関憲章

この憲章の締約国は、

持続可能な開発のため、再生可能エネルギーの採用が広範に行われ、かつ、増大すること及び再生可能エネルギーを利用することが促進されることを希望し、

再生可能エネルギーが、エネルギーの安全保障及び不安定な価格の問題に対処するための並びにこれを漸進的に緩和するための大きな機会を提供するとの確固たる信念に動かされ、

再生可能エネルギーが、大気中の温室効果ガスの濃度を減少させ、それにより気候系の安定化に貢献し、及び低炭素経済への持続可能、確実かつ緩やかな移行を可能とするため、主要な役割を果たすことを確信し、

再生可能エネルギーの技術が有する肯定的な影響であって、持続可能な経済成長の促進及び雇用の創出に与えるものを助長することを希望し、

特に開発途上国においてエネルギーへの分散的なアクセスを提供し、並びに孤立した及び遠隔の地域及び

島に対してエネルギーへのアクセスを提供するため、再生可能エネルギーが有する大きな可能性に動機付けられ、

化石燃料の使用及び伝統的なバイオマスの非効率的な使用が健康に与える深刻な悪影響を憂慮し、

再生可能エネルギーが、エネルギー効率の向上との組合せにより、今後数十年にわたって予想される世界的なエネルギー需要の急激な増加に漸進的に対応することができることを確信し、

再生可能エネルギーの利用を促進する既存の組織との緊密な協力を確立しつつ、加盟国間の協力を促進する国際機関を再生可能エネルギーの分野において設立する希望を確認して、

次のとおり協定した。

#### 第一条 機関の設立

A この憲章の締約国は、次の条件に従い、国際再生可能エネルギー機関（以下「機関」という。）を設立する。

B 機関は、すべての加盟国間の平等の原則に基礎を置くものであり、その活動を実施するに当たっては、加盟国の主権的権利及び能力に対して十分な考慮を払う。

## 第二条 目的

機関は、次の(a)及び(b)に掲げる事項を考慮しつつ、あらゆる形態の再生可能エネルギーの採用が広範に行われ、かつ、増大すること及びその利用が持続可能であることを促進する。

(a) 各国の国内の優先事項。再生可能エネルギー及びエネルギー効率のための措置が組み合わせられた取組から得られる利益

(b) 次に掲げる事項に対する再生可能エネルギーによる貢献

天然資源に対する圧力を限定し、並びに森林減少（特に熱帯におけるもの）、砂漠化及び生物の多様性の喪失を減少させることを通じた環境の保全

気候の保護

経済成長及び社会的な結束（貧困の軽減及び持続可能な開発を含む。）

エネルギーの供給へのアクセス及びその供給の安定

地域の開発

世代を超える責任

### 第三条 定義

この憲章において、「再生可能エネルギー」とは、再生することが可能な資源から持続可能な態様で生産されるあらゆる形態のエネルギーをいい、特に、次のものを含む。

- 1 バイオエネルギー
- 2 地熱エネルギー
- 3 水力電気
- 4 海洋エネルギー（特に、潮汐<sup>せき</sup>エネルギー、波エネルギー及び海洋温度差エネルギーを含む。）
- 5 太陽エネルギー
- 6 風エネルギー

### 第四条 活動

A 再生可能エネルギーに関する技術の卓越した拠点として、並びに促進する触媒として作用し、実際の利用に関する経験及び政策上の経験を提供し、再生可能エネルギーに関連するすべての事項に関する支援を提供し、並びに効率的な発展並びに知識及び技術の移転から利益を得られるよう各国を支援するため、機

関は、次の活動を実施する。

1 機関は、特に加盟国の利益のため、次のことを行う。

- (a) 最新の再生可能エネルギーに関する実例（政策上の手段、奨励措置、投資の制度、最良の実例、利用可能な技術、総合的なシステム及び設備並びに成功及び失敗の要素を含む。）を分析し、把握し、及び加盟国の政策に義務を負わせることなしに体系化すること。
- (b) この分野その他の関連する分野における他の政府機関、非政府機関及び協力網との討議を開始し、並びにこれらとの相互作用を確保すること。
- (c) 加盟国それぞれのニーズを考慮しつつ、加盟国の要請に応じ、関連する政策上の助言及び援助を当該加盟国に対して提供すること。再生可能エネルギーに関する政策及びその枠組みについての国際的な討議を促進すること。
- (d) 適切な知識及び技術の移転を強化し、並びに必要な相互の連携を含む加盟国における地域的な能力の開発を促進すること。
- (e) 研修及び教育を含む能力の開発のための援助を加盟国に対して提供すること。

(f) 加盟国の要請に応じ、再生可能エネルギーのための資金に関する助言を当該加盟国に対して提供すること。関連する制度の実施を支援すること。

(g) 社会経済問題に関するものを含む研究を促進し、及び奨励すること並びに研究網、共同研究並びに技術の開発及び利用を促進すること。

(h) 関連する場への積極的な参加を通じた適正な理解に基づき、再生可能エネルギーに関する国内的及び国際的な技術基準の開発及び利用についての情報を提供すること。

2 機関は、さらに、再生可能エネルギーが提供する利益及び可能性について、情報を普及させ、及び公衆の意識を向上させる。

B 機関は、その活動の実施に当たり、次のことを行う。

1 平和及び国際協力を助長する国際連合の目的及び原則に従って行動し、並びに持続可能な開発を促進する国際連合の政策に従って行動すること。

2 開発途上国並びに遠隔の及び孤立した地域及び島における特別の必要を考慮した上で、機関のすべての目的に適切に取り組むため、並びに加盟国に最大限の利益をもたらす活動及び世界のすべての地域に

おける活動を行うため、機関の資源について、その効果的な利用を確保するような方法で配分すること。

3 作業の不必要な重複を避けるため、既存の組織と緊密に協力し、及び当該組織との相互に有益な関係の確立のために努力すること。再生可能エネルギーの促進を目的とする政府、他の組織及び団体の資源並びにそれらが実施中の活動に立脚し、並びにそれらの資源及び活動を効率的かつ効果的に活用すること。

C 機関は、次のことを行う。

- 1 自己の活動に関する年次報告を加盟国に提出すること。
- 2 自己が行った政策上の助言を加盟国に通報すること。
- 3 この分野において活動する既存の国際機関との協議及び協力並びに当該既存の国際機関の活動について加盟国に通報すること。

#### 第五条 作業計画及び事業

A 機関は、事務局が作成し、理事会が検討し、総会が採択した年間の作業計画に基づき、活動を実施す



る。

B 機関は、作業計画のほか、加盟国と協議した後、及び意見の相違がある場合には総会による承認を得た後、機関の財源以外の資源が利用可能であることを条件として、加盟国が開始し、及び資金を供与する事業を実施することができる。

#### 第六条 加盟国の地位

A 加盟国の地位は、国際連合の加盟国である国並びに地域的な経済統合のための政府間機関であつてこの憲章に定める目的及び活動に従つて行動する意思及び能力を有するものに開放される。地域的な経済統合のための政府間機関は、機関の加盟国となる資格を有するためには、少なくとも機関の加盟国の一を含む主権国家によつて構成され、かつ、その構成国から機関が対象とする事項の少なくとも一に関する権限の委譲を受けていなければならない。

B これらの国及び地域的な経済統合のための政府間機関は、

- 1 この憲章に署名し、批准書を寄託したことにより、機関の原加盟国となる。
- 2 加盟の申請が承認された後に加入書を寄託することにより、機関のその他の加盟国となる。加盟国の

地位は、その申請が加盟国に送付された後三箇月以内に異議が表明されなかつた場合には、承認されたものとみなす。異議が表明された場合には、その申請は、第九条H1の規定に従い総会によって決定される。

C 地域的な経済統合のための政府間機関については、当該政府間機関及びその構成国は、この憲章に基づく義務の履行についてそれぞれの責任を決定する。当該政府間機関及びその構成国は、この憲章に基づく権利（投票権を含む。）を同時に行使することができない。当該政府間機関は、批准書又は加入書において、この憲章が規律する事項に関するその権限の範囲を宣言する。当該政府間機関は、また、その権限の範囲に関連する変更を寄託政府に通報する。当該政府間機関は、その権限内の事項に関して表決が行われる場合には、当該政府間機関の構成国であつて機関の加盟国でもある国に配分される票の合計に等しい数の票を投ずる。

#### 第七条 オブザーバー

A 総会は、次の者に対してオブザーバーとしての地位を与えることができる。

1 再生可能エネルギーの分野において活動する政府間機関及び非政府機関

2 この憲章を批准していない署名国

3 前条B2の規定に従い加盟の申請が承認された加盟申請国

B オブザーバーは、総会及びその補助組織の公開の会合に、投票権なしで参加することができる。

#### 第八条 組織

A 機関の主要な組織として、次のものを設置する。

1 総会

2 理事会

3 事務局

B 総会及び理事会は、この憲章に従いその任務を遂行するために必要と認める補助組織を設置することができる。ただし、理事会による設置については、総会による承認を条件とする。

#### 第九条 総会

A1 総会は、機関の最高組織とする。

2 総会は、この憲章が対象とする事項又はこの憲章に規定する組織の権能及び任務に関する事項につい

て討議することができる。

3 総会は、2に規定する事項について、次のことを行うことができる。

(a) 決定を行い、及びこの憲章に規定する組織に対して勧告を行うこと。

(b) 加盟国の要請に応じ、当該加盟国に対して勧告を行うこと。

4 総会は、さらに、理事会における検討事項を提案する権限を有し、並びに理事会及び事務局に対し、機関の任務に関する事項について報告を要請する権限を有する。

B 総会は、機関のすべての加盟国によって構成される。総会は、別段の決定を行う場合を除くほか、毎年通常会期として会合する。

C 総会は、各加盟国の一人の代表から成る。代表は、代理及び顧問を帯同することができる。代表団の参加の費用については、各加盟国が負担する。

D 総会の会期は、総会が別段の決定を行う場合を除くほか、機関の所在地で開催される。

E 総会は、各通常会期の始めに、地理的に衡平に代表されるよう考慮しつつ、議長及び必要な他の役員を選出する。これらの者は、次の通常会期において新たな議長及び他の役員が選出されるまで在任する。総

会は、この憲章に従いその手続規則を採択する。

F 機関の各加盟国は、第六条Cの規定に従うことを条件として、総会において一の票を有する。総会は、出席し、かつ、投票する加盟国の単純多数による議決で手続問題についての決定を行う。実質事項についての決定は、出席する加盟国のコンセンサス方式によって行う。コンセンサスに達することができない場合において、この憲章に別段の定めがある場合を除くほか、反対する加盟国が二を超えないときは、コンセンサスに達したものとみなす。実質事項であるか否かについて問題が生ずる場合には、総会に出席する加盟国のコンセンサス方式（コンセンサスに達することができない場合において、反対する加盟国が二を超えないときは、コンセンサスに達したものとみなす。）により別段の決定を行うときを除くほか、実質事項として取り扱う。総会の定足数は、機関の加盟国の過半数とする。

G 総会は、出席する加盟国のコンセンサス方式により、次のことを行う。

1 理事会の構成員を選出すること。

2 通常会期において、理事会が提出する機関の予算及び作業計画を採択し、並びに機関の予算及び作業計画の修正について決定する権限を行使すること。

3 機関の財政方針の監督、財政規則その他の財政事項に関する決定を行うこと及び会計検査専門家を選任すること。

4 この憲章の改正を承認すること。

5 補助組織の設置を決定し、及びその付託条項を承認すること。

6 第十七条Aの規定に従い、投票の許可を決定すること。

H 総会は、出席する加盟国のコンセンサス方式（コンセンサスに達することができない場合において、反対する加盟国が二を超えないときは、コンセンサスに達したものとみなす。）により、次のことを行う。

1 必要な場合には、加盟の申請について決定すること。

2 理事会が提出する総会及び理事会の手続規則を承認すること。

3 年次報告書その他の報告書を採択すること。

4 この憲章の範囲内の問題又は事項について協定の締結を承認すること。

5 追加的な事業について加盟国間に意見の相違がある場合には、第五条Bの規定に従って決定すること。

I 総会は、出席する加盟国のコンセンサス方式により、機関の所在地を指定し、及び事務局の事務局長（以下「事務局長」という。）を任命する。コンセンサスに達することができない場合には、出席し、かつ、投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で所在地を指定し、及び事務局長を任命する。

J 総会は、適当な場合には、その第一回会期において、FからIまでに規定する事項に係る投票手続に従い、準備委員会が行う決定並びに同委員会が作成する協定案、規則及び指針を検討し、承認する。

#### 第十条 理事会

A 理事会は、総会が選出する少なくとも十一人の、かつ、二十一人を超えない機関の加盟国の代表により構成される。十一人以上二十一人以下の代表の具体的な人数は、理事会の構成員の毎回の選出の始めに機関の加盟国の数を基礎として切り上げて算定される加盟国の三分の一に相当する人数とする。理事会の構成員については、開発途上国及び先進国の効果的な参加を確保するため、並びに公正かつ衡平な地理的配分及び理事会の作業の実効性を達成するため、総会の手続規則に規定するところにより、加盟国間の交替を前提として選出する。理事会の構成員は、二年の任期で選出される。

B 理事会は、半年ごとに会合し、その会合は、理事会が別段の決定を行う場合を除くほか、機関の所在地

で開催される。

C 理事会は、各会合の開始時に、次の会合までの期間のため、その構成員のうちから議長及び必要な他の役員を選出する。理事会は、その手続規則を作成する権利を有する。当該手続規則は、承認を得るため、総会に提出しなければならない。

D 理事会の各構成員は、一の票を有する。理事会は、その構成員の単純多数による議決で手続問題についての決定を行う。実質事項についての決定は、構成員の三分の二以上の多数による議決で行う。実質事項であるか否かについて問題が生ずる場合には、理事会がその構成員の三分の二以上の多数による議決で別段の決定を行うときを除くほか、実質事項として取り扱う。

E 理事会は、総会に対して責任を負う。理事会は、この憲章に基づき与えられる権能及び任務並びに総会によって委任される任務を遂行する。理事会は、これらを遂行するに当たり、総会の決定に従い及び総会の勧告に十分な考慮を払って行動し、並びにこれらの決定及び勧告の適切かつ継続的な実施を確保する。

F 理事会は、次のことを行う。

1 加盟国間の協議及び協力を促進すること。



- 2 機関の作業計画案及び予算案を検討し、総会に提出すること。
- 3 総会の会期のための準備（議題案の作成を含む。）について承認すること。
- 4 次条E3の規定に従って事務局により作成される機関の活動に関する年次報告案及び同様に作成される他の報告を検討し、総会に提出すること。
- 5 総会が要請するその他の報告を作成すること。
- 6 総会が事前に承認することを条件として、機関に代わって、国、国際機関及び国際団体と協定又は取決めを締結すること。
- 7 総会が採択する作業計画が、事務局により及び採択される予算の範囲内で実施されるため、当該作業計画を具体化すること。
- 8 総会による検討のため、総会に事項を付託する権限を行使すること。
- 9 必要な場合には第八条Bの規定に従って補助組織を設置し、その付託条項及び存続期間を決定すること。

第十一条 事務局

A 事務局は、総会、理事会及びこれらの補助組織が任務を遂行するに当たり、総会、理事会及びこれらの補助組織を補佐する。事務局は、この憲章に基づいて与えられるその他の任務及び総会又は理事会によって委任される任務を遂行する。

B 事務局は、事務局の長であり、かつ、首席の管理職員である事務局長及び必要な職員によって構成される。事務局長は、理事会の勧告に基づき四年の任期で総会によって任命される。その任期は、一回に限り更新することができる。

C 事務局長は、特に、事務局の職員の任命、組織及び任務につき総会及び理事会に対して責任を負う。職員の雇用及び勤務条件の決定に当たっては、最高水準の能率、能力及び誠実性を確保することの必要性に最大限の考慮を払う。特に、開発途上国が十分に代表されることを考慮に入れ、また、男女間の均衡に重点を置き、主として加盟国から、及びできる限り広範な地理的基礎に基づいて職員を採用することが重要であることについて、十分な考慮を払う。予算の作成に当たり、職員の採用の提案においては、事務局の責任を適切に遂行するために職員の数を必要な最小限度に保つという原則を指針とする。

D 事務局長又はその指名する代表は、総会及び理事会のすべての会合に投票権なしで参加する。

E 事務局は、次のことを行う。

- 1 機関の作業計画案及び予算案を作成し、理事会に提出すること。
- 2 機関の作業計画及びその決定を実施すること。
- 3 機関の活動に関する年次報告案及び総会又は理事会が要請する他の報告を作成し、理事会に提出すること。

4 総会、理事会及びこれらの補助組織に対し、運営上及び技術上の支援を提供すること。

5 機関及びその加盟国の相互間の連絡を促進すること。

6 第四条C2の規定に従い機関の加盟国に対して政策上の助言が行われた後これを配布し、並びに総会及び理事会の各会期のための政策上の助言に関する報告を作成し、総会及び理事会に提出すること。理事会对する報告には、年間の作業計画を実施するに当たって計画される政策上の助言を含める。

F 事務局長及び他の職員は、その任務の遂行に当たり、いかなる政府からも又は機関外のいかなるところからも指示を求め、又は受けてはならない。これらの者は、総会及び理事会に対してのみ責任を負う国際公務員としての立場に影響を及ぼすおそれのあるいかなる行動も慎まなければならない。加盟国は、事務

局長及び他の職員の責任の専ら国際的な性質を尊重するものとし、これらの者がその責任を果たすに当たってこれらの者を左右しようとしてはならない。

## 第十二条 予算

A 機関の予算は、第九条Gに規定するコンセンサス方式により総会が採択する財政規則に従い、次の1から3までのものを財源とする。財政規則及び予算については、機関の堅実な財政的基礎を確保し、及び作業計画に規定する機関の活動の効果的かつ効率的な実施を確保する。中核的な活動及び運営費用については、義務的な分担金によって支弁する。

1 国際連合の分担率に基づき総会が決定する加盟国の義務的な分担金

2 任意の拠出金

3 1及び2以外の財源

B 機関の予算案は、事務局が作成し、審議のために理事会に提出する。理事会は、承認のため勧告を付して当該予算案を総会に提出し、又は再検討及び再提出のため当該予算案を事務局に返却する。

C 総会は、外部の会計検査専門家を指名するものとし、当該会計検査専門家は、四年間在任し、再選され

る資格を有する。最初の会計検査専門家は、二年間在任する。会計検査専門家は、機関の会計を検査し、並びに運営の効率性及び内部の財務管理に関して必要と認める意見を述べ、及び勧告を行う。

### 第十三条 法人格、特権及び免除

A 機関は、国際法上の法人格を有する。機関は、加盟国の領域内で及びその国内法令に従うことを条件として、その任務の遂行及び目的の達成のために必要な国内における法律上の能力を享有する。

B 加盟国は、特権及び免除に関する別個の取極について決定する。

### 第十四条 他の組織との関係

理事会は、総会の承認を条件として、機関に代わって、国際連合及び他の組織であつてその業務が機関の業務と関連するものと適当な連携関係を設定する協定を締結する権限を与えられる。この憲章は、既存の国際条約に基づく加盟国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

### 第十五条 改正、脱退及び再検討

A この憲章の改正は、いずれの加盟国も提案することができる。事務局長は、改正案の本文の認証謄本を作成し、かつ、総会によるその検討の少なくとも九十日前までに、これをすべての加盟国に送付する。

B 改正は、次の1及び2に規定する場合において、すべての加盟国について効力を生ずる。

1 総会が、改正案につき理事会が提出する意見を検討した後に承認した場合

2 すべての加盟国が、自国の憲法上の手続に従い、改正に拘束されることについて同意した場合。加盟国は、第二十条Aに規定する寄託者に文書を寄託することにより、その同意を表明する。

C 加盟国は、この憲章が第十九条Dの規定に従って効力を生じた日から五年を経過した後はいつでも、第二十条Aに規定する寄託者にあてた書面による脱退の通告により、機関から脱退することができるとし、寄託者は、直ちにその旨を理事会及びすべての加盟国に通報する。

D 脱退は、その表明が行われた年の終了時に効力を生ずる。加盟国の機関からの脱退は、第五条Bの規定に従って発生した当該加盟国の契約上の義務又は脱退する年についての当該加盟国の財政上の義務に影響を及ぼすものではない。

#### 第十六条 紛争の解決

A 加盟国は、国際連合憲章第二条3の規定に従いこの憲章の解釈又は適用に関する加盟国間の紛争を平和的手段によって解決するものとし、このため、国際連合憲章第三十三条1に規定する手段によって解決を

求める。

B 理事会は、理事会が適当と認める手段（あつせんを提供すること、紛争当事国である加盟国に対して当該加盟国が選択する解決のための手続を開始するよう要請すること及び合意される手続に従って解決するための期限を勧告することを含む。）によって紛争の解決に貢献することができる。

#### 第十七条 権利の一時的な停止

A 機関の加盟国であつて機関に対する分担金の支払を延滞しているものは、その未払の額が当該年度に先立つ二年間に当該加盟国から支払われるべきであった分担金の額に達し、又はこれを超える場合には、投票権を失う。ただし、総会は、支払の延滞が当該加盟国にとってやむを得ない事情によると確信する場合には、当該加盟国が投票を行うことを許可することができる。

B この憲章又はこの憲章に従つて自国が締結したいずれかの協定に継続して違反した加盟国については、理事会の勧告に基づき、出席し、かつ、投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で行動する総会が、加盟国としての特権及び権利の行使を停止することができる。

#### 第十八条 機関の所在地

機関の所在地は、総会の第一回会期において決定される。

第十九条 署名、批准、効力発生及び加入

A この憲章は、設立会合において、国際連合の加盟国であるすべての国及び第六条Aに規定する地域的な経済統合のための政府間機関による署名のために開放しておく。この憲章は、効力発生の日まで署名のために開放しておく。

B この憲章は、この憲章に署名していない国及び第六条Aに規定する地域的な経済統合のための政府間機関については、同条B2の規定に従い総会が加盟を承認した後の加入のために開放しておく。

C この憲章に拘束されることについての同意は、批准書又は加入書を寄託者に寄託することによって表明する。この憲章の批准又はこの憲章への加入は、各国がその憲法上の手続に従って行う。

D この憲章は、二十五番目の批准書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

E この憲章は、この憲章の効力発生の後に批准書又は加入書を寄託した国又は地域的な経済統合のための政府間機関については、これらの文書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

F この憲章には、いかなる規定についても留保を付することができない。



## 第二十条 寄託、登録及び正文

- A ドイツ連邦共和国政府は、この憲章及び批准書又は加入書の寄託者として指定される。
- B この憲章は、寄託政府が国際連合憲章第百二条の規定に従って登録する。
- C 英語により作成されたこの憲章は、寄託政府に寄託される。
- D この憲章の正当に認証された謄本は、寄託政府により、この憲章に署名し、又は第六条B2の規定に従い加盟が承認された国の政府及び地域的な経済統合のための政府間機関の執行機関に送付される。
- E 寄託政府は、この憲章のすべての署名国に対し、各批准書の寄託の日及びこの憲章の効力発生の日を速やかに通報する。
- F 寄託政府は、すべての署名国及び加盟国に対し、いずれかの国又は地域的な経済統合のための政府間機関がその後機関の加盟国となる日を速やかに通報する。
- G 寄託政府は、第六条B2の規定に従って行われる検討のため、機関のすべての加盟国に対し、新たな加盟の申請を速やかに送付する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの憲章に署名した。

二千九年一月二十六日にボンで、英語により原本一通を作成した。

設立会合による宣言（国際再生可能エネルギー機関憲章の正文に関するもの）

国際再生可能エネルギー機関の設立会合に招請された国の代表は、二千九年一月二十六日にボンにおいて会合して、この憲章の不可分の一部を成す次の宣言を採択した。

二千九年一月二十六日に署名された国際再生可能エネルギー機関憲章（この宣言を含む。）は、各署名国の要請に応じ、英語以外の国際連合の公用語及び寄託者の言語によっても確定される（注1）（注2）。

注1 設立会合は、フランスが、フランス語によるこの憲章の確定を希望して、寄託政府に対し、この憲章のフランス文を送付したことに留意する。

注2 この宣言は、マドリッドにおいて開催された最終準備会合の常用語に関する合意に抵触するものではない。